令和４年小値賀町議会定例１２月会議　（第２日目）

１、出　席　議　員　　７　名

２	番	松	屋	治	郎
３	番	宮	﨑	良	保
４	番	黒	﨑	政	美
５	番	末	永	一	朗
６	番	浦		英	明
７	番	今	田	光	弘
８	番	横	山	弘	藏

２、欠　席　議　員　　な　　し

３、地方自治法第１２１条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	西村久之
副町長	近藤進
教育長	中村慶幸
会計管理者	前田隆利
総務課長	谷元芳久
住民課長	橋本博明
福祉事務所長	前田達也
産業振興課長	博多屋雄一郎
農業委員会事務局長	北村仁
建設課長	橋本満
建設課理事	村田祐一郎
診療所事務長	牧尾豊
教育次長	永田敬三
こども園長	植村敏彦

４、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議会事務局長	西浩康
議会事務局書記	松田智恵美

５、議　事　日　程

別紙のとおりである。

議　事　日　程

令和４年小値賀町議会定例１２月会議
令和４年１２月６日（火曜日）　　午前１０時００分

第　１　会議録署名議員指名　（　末永一朗議員　・　浦　英明議員　）

第　２　議案第４９号　小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

第　３　議案第５０号　小値賀町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

第　４　議案第５１号　職員の再任用に関する条例の廃止について

第　５　議案第５２号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第　６　議案第５３号　職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

第　７　議案第５４号　職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第　８　議案第５５号　小値賀町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

第　９　議案第５６号　公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

第１０　議案第５７号　小値賀町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

第１１　議案第５８号　職員の降給に関する条例

第１２　議案第５９号　町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例

第１３　議案第６０号　小値賀町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第１４　議案第６１号　小値賀町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

第１５　議案第６２号　令和４年度　小値賀町一般会計補正予算（第５号）

第１６　議案第６８号　財産の取得について(大型生ごみ処理機)

第１７　議案第６９号　財産の取得について（超音波画像診断装置）

午前10時00分　開　議

議長（横山弘藏）　これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

また、長崎新聞社記者から写真撮影の申し出がありましたので、これを許可します。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、５番・末永一朗議員、６番・浦　英明議員を指名します。

日程第２、議案第49号、小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。　町　長

町長（西村久之）　議案第49号、小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例（案）について、説明いたします。

今回の改正は、消防団の報酬に関する改正でございます。

現在、消防団員の定数は条例で 156 名となっておりますが、ここ数年の団員数は140名前後で推移しております。

近年は、火災のみならず、自然災害、行方不明者の捜索等、消防団員一人ひとりの役割が大変重要ものとなっております。このような中、昨年、総務省消防庁より「消防団員の報酬等の基準」が示され、消防団員の処遇改善に取組むよう通知がなされたことから、各分団においての意見の集約、その後、消防分団長会議で協議を重ねた結果、災害・訓練・警戒等の活動の実態に応じた報酬が支給されるよう見直しを行った方がよいとの結論にいたりましたので、消防団員の処遇改善を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

団員の年額を「４万5,000円」から「４万円」に改める一方、「操法大会等のため特別に操法訓練に出動する消防団員」を「災害・訓練・警戒等に出動する消防団員」に改め、日額を「2,000 円」から「8,000 円ただし、４時間以内は、4,000円とし、２時間以内は2,000円とする。」に改めるものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。　宮　﨑　議　員

３番（宮﨑良保）　消防団の手当の見直しについて質問をします。

消防団活動はご承知のとおり、私達の生命と財産を守る重要な活動だと認識をしており、日頃からちょっと手当が少ないなという気はいたしておりました。今回、個別に手当を支給するということで、実質大幅に増えるだろうという確信はいたしております。ただこれは、他の類似団体と比べて、どうでしょうか。高いんでしょうか、安いんでしょうか。また、夜間の家屋の火災の場合、夜間の出動が多いだろうと思うんですけど、夜間の手当等々はちょっとこう…ないのかなという気がしますので、その辺の対応はどう考えていますか、伺います。

議長（横山弘藏）　総 務 課 長

総務課長（谷元芳久）　お答えいたします。

まず、年額報酬についてなんですけども、国ではですね、標準額を「基準額を３万 6,500 円以上」ということでうたっております。で、県内のですね報酬については、小値賀町は改正前はですね４万 5,000 円と、県内でも一番高い額でありました。これはあくまでも、出動も含めてですね小値賀町は少ないので、これくらいだということで、４万 5,000 円で上げているものでございますけども、改正後については、佐々町がですね４万 3,000 円ぐらいだったですかね一番高いんですけども、他の市町よりは、小値賀町は報酬額としては高い方だということになっております。

あとあの夜間訓練、夜間の火災等についてはですね、そういった夜勤の手当等に対しては、別に定めているものはございません。あくまでも時間で、一日の時間で対応しておりますので、この時間内の報酬を支給するということになります。

議長（横山弘藏）　ほかにありませんか。　今 田 議 員

７番（今田光弘）　すいません、ちょっと僕の勉強不足でわかりにくいんですが、報酬と費用弁償と違うと思うんですが、今、課長がおっしゃったことだと、そういった手当の分だと報酬ということなんでしょうか。費用弁償のような気もするんですけど、その辺についてちょっと教えて下さい。

議長（横山弘藏）　総 務 課 長

総務課長（谷元芳久）　お答えいたします。

出動手当なので、その人に係る人件費として今回は上げております。費用弁償については、実際あの本来でしたら移動に関する交通費、もし火事があった場合に現場とか消防車までいく通勤とか交通費に使われる分を費用弁償として扱っておりますので、小値賀町の場合は距離的なものもあるし、そういった話し合いの中でもそういったものは出なかったので、今回は手当と報酬額を下げるということで、話し合いの中でなりましたので、今回はその費用弁償に当たるものは改正の中にはうたっておりません。

議長（横山弘藏）　今 田 議 員

７番（今田光弘）　細かくなりますが、そうなると所得として含まれるということですね。
議長（横山弘藏）　総　務　課　長
総務課長（谷元芳久）　このままでいくと報酬としては、一応所得の収入としては上がって来るものと考えております。
議長（横山弘藏）　ほかにありませんか。　今　田　議　員
７番（今田光弘）　ちょっと細かいことになるんですが、「災害訓練警戒等」とあるんですが、その警戒「等」に当たる部分、「等」というのは何を想定されているんでしょうか。
議長（横山弘藏）　総　務　課　長
総務課長（谷元芳久）　一応あの…今議員からおっしゃられた「等」についてはですね、私達が想定し得ないもので出動するものがあればということで、これを加えさせてもらっています。災害や訓練警戒とかは想定できますけども、それ以外に出動することがあればですね、行方不明の、行方不明者を探す場合もそれに当たるのではないかなと思いますけど、そういった予期し得ないものということで、「等」を入れさせてもらっています。
議長（横山弘藏）　今　田　議　員
７番（今田光弘）　例えばその会議があると、そういう場合は含まれないというふうに考えてよろしいでしょうか。
議長（横山弘藏）　総　務　課　長
総務課長（谷元芳久）　会議等につきましては、団員ではなくてですね、分団長あたりを招集して行っておりますので、その辺は分団長の方の報酬の方に、それは含めて行っております。今回は団員についてですね、報酬の方を改定させていただいております。
議長（横山弘藏）　宮　﨑　議　員
３番（宮﨑良保）　軽微なことだと思うんですけど、その出動時間について伺いたいと思います。出動時間は、最初はそのサイレンが鳴ってから出動するんですけど、終わる時間、現場でその分団長の集合のあった時に終わるのか、それとも帰って各分団で解散した時がその終了時間なのか、それは若干の差があると思うんですが、その辺の解釈はどうですか。
議長（横山弘藏）　総　務　課　長
総務課長（谷元芳久）　お答えいたします。
　一応あの…団の解散に、解散時間に合わせて報告をしてもらうように、日誌等でですね、適時日誌で報告を受けておりますので、その時間になろうかと思います。
議長（横山弘藏）　ほかにありませんか。

ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これから議案第 49 号、小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例（案）を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　異議なしと認めます。
したがって、議案第 49 号、小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第３、議案第 50 号、小値賀町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。　町　長
町長（西村久之）　議案第 50 号、小値賀町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（案）について、説明いたします。
地方公務員法等の改正に伴い、定年年齢の引き上げ、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制に係る規定を追加するほか、所要の規定を整備する必要があるため、条例の改正を行うものでございます。
主な改正といたしましては、職員の定年年齢を 60 歳から 65 歳に改めるもので、それに伴う経過措置や新たな規定を追加するものでございます。
以上で提案理由の説明を終わります。
なお、詳細な説明につきましては、担当が申し上げますので、よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。
議長（横山弘藏）　総 務 課 長
総務課長（谷元芳久）　それでは、担当よりご説明させていただきます。
新旧対照表、１ページをご覧ください。
今回、新たに題名の次に目次及び章名を付しております。

第１章は、総則
第２章は、定年制度
第３章は、管理監督職勤務上限年齢制
第４章は、定年前再認用短時間勤務制
第５章は、雑則
附則としております。
第１条は、趣旨で、地方公務員法の一部改正より、条文を改めるものでございます。
第３条は、職員の定年の年齢を 60 才から 65 才に改めるものでございます。
第４条は、定年による退職の特例として、第１項で、引き続き管理監督職に従事させる場合の事由と期限など必要事項を上位法の改正に伴い改めるものです。第２項から４項も同様に、上位法の改正より改めるものでございます。
第６条は新設で、管理監督職勤務上限制（いわゆる役職定年制）の対象となる管理監督職について明記しております。
第７条も新設で、管理監督職勤務上限年齢について、上限年齢を 60 歳とするものです。
第８条も新設で、管理監督職勤務上限年齢制による降任等を行うに当たって遵守すべき事項を定めるものです。
第９条も新設で、管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例について、明記しております。
第 10 条も新設で、管理監督職の 60 才到達から最初の４月１日までの異動期間の延長等に係る職員の同意について明記しております。
第 11 条も新設で、異動期間の延長事由が消滅した場合の措置について明記しております。
第 12 条も新設で、定年前再任用短時間勤務職員の任用について明記しております。
第 13 条も新設で、第 12 条の規定のほかに、町を構成団体とする組合の退職者を、定年前再任用短時間勤務職員として採用することができる旨を明記しております。
第 14 条も新設で、この条例の実施に関し必要事項は、規則で定めるとしております。
附則に、次の２項を加え、第３項で、定年に関する経過措置を明記しております。令和５年４月１日から令和 13 年３月 31 日までの間で、段階的に定年年齢の引き上げを行う旨を明記しています。第４項は、60 才に到達する前年度に情報の提供及び勤務の意思の確認について明記しております。
議案の４ページ下段をご覧ください。

附則第１条で、この条例は、令和５年４月１日より施行するとして、附則第11条の規定のみ公布の日から施行するとしております。

第２条は、勤務延長に関する経過措置で、第１項は定年延長認めるときの事由、期限等を明記しております。第２項では、施行日後に基準日を超え定年に達している職員等については、転任等をすることはできないとしております。第３項は、新条例の第４条第３項から第５項までの規定は、第１項の規定を準用するとしております。

第３条から第６条は、定年退職者等の再任用、今回の制度から暫定再任用制度に関する経過措置で､定年引上げ期間中の定年退職者等を65才到達年度まで、現行の再任用職員制度と同様に再任用できる経過措置を職員の区分に応じて定めるものでございます。

第３条第１項は、施行日前退職者である町職員のフルタイム再任用について定めるもので、第２項は、施行日後退職者である町職員のフルタイム再任用について、第３項は、前２項の任期や更新できる任期の範囲、任期を更新する場合の時期を定めております。第４項は、暫定再任用職員の任期の更新は、人事評価等を基に行うこととしております。第５項は、暫定再任用職員の任期の更新の際の職員の同意について明記しております。

第４条第１項は、施行日前退職者である組合職員のフルタイム再任用について、第２項は、施行日後退職者である組合職員のフルタイム再任用について、第３項は、前２項の場合において、前条第３項から第５項までの規定を準用するとしております。

第５条第１項は、施行日前退職者である町職員のパートタイム再任用について、第２項は、施行日後退職者である町職員のパートタイム再任用について、第３項は、前２項の場合においては、前条第３項から第５項までの規定を準用するとしております。

第６条第１項は、施行日前退職者である組合職員のパートタイム再任用について、第２項は、施行日後退職者である組合職員のパートタイムの再任用について、第３項は、前２項の場合においては、前条第３項から第５項までの規定を準用するとしております。

第７条は、令和３年改正法附則第８条第３項の条例で定める職及び年齢について、施行日前に採用された暫定再任用職員（フルタイム）のうち、対象職の旧地方公務員法定年に達していない者を当該職に転任等を行うことができないことを定める改正法の規定を受け、施行日後に設置された職等の旧地方公務員法定年が定まっていない職について、その職及び旧地方公務員法定年に相当する年齢を定めるものです。

第８条は、令和３年改正法附則第８条第４項の規定により読み替えて適用す

る新地方公務員法第22条の４第４項の条例で定める職及び年齢について、施行日前に採用された暫定任用職員（パートタイム）のうち、対象職の旧地方公務員法定年に達していない者を当該職に転任等を行うことができないことを定める改正法の規定を受け、施行日後に設置された職等の旧地方公務員法定年が定まっていない職について、その職及び旧地方公務員法定年に相当する年齢を定めるものです。

第９条は、令和３年改正法附則第８条第５項の条例で定める職並びに条例で定めるもの及び職員について、定年引上げ期間中における引き上げ年度前後における暫定再任用に関する定年年齢の取扱いを定める改正法の規定を受け、引き上げ前定年が定まっていない職につき、その職及び暫定再任用の対象となる者を定めております。

第10条は、定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置で、定年引上げの前年度までに一旦引き上げ前の定年に達しているものについては、原則として定年が引き上げられた職で定年前再任用短時間勤務職員となることができないとしております。

第11条は、施行日前に情報提供及び意思確認を行うべき職員の対象年齢を60歳とするものです。

以上で説明を終わります。

議長（横山弘藏）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。　宮　﨑　議　員

３番（宮﨑良保）　職員の退職年齢の引き上げについてということで、職員については長く勤務できるということでいいのではないかと思っております。また職員のですね力も十分に発揮できるのかなと思っておるんですけども、ちょっと気になったのが第７条の管理監督の上限年齢は60歳とするという。この根拠は何でしょうか。それを伺います。

議長（横山弘藏）　総　務　課　長

総務課長（谷元芳久）　お答えいたします。

役職定年制というのが今回設けられております。組織の新陳代謝を確保してですね、組織活力を維持するため、役職定年制を導入するとなっておりますので、60歳を超えてからもですね、ずっとその特例で認められる方もいらっしゃいますけども、まずもって60歳になった場合は管理監督職、管理職を後任、結局降格ということになるんですけども、そうして下の職の職員を上げることでですね、先ほど説明しましたけど、組織の新陳代謝を図ると、国の方でそういうことも条件の方に、導入の条件として上がってますので、そういったことを理由に条例が定められるということになると思います。

議長（横山弘藏）　ほかにありませんか。
　ほかに質疑ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　質疑なしと認めます。
　これで質疑を終わります。
　これから討論を行います。
　討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　討論なしと認めます。
　これで討論を終わります。

　これから議案第 50 号、小値賀町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（案）を採決します。
　お諮りします。
　本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　異議なしと認めます。
　したがって、議案第 50 号、小値賀町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第４、議案第 51 号、職員の再任用に関する条例の廃止についてを議題とします。
　本件について、提案理由の説明を求めます。　町　長
町長（西村久之）　議案第 51 号、職員の再任用に関する条例の廃止について、説明いたします。
　地方公務員法等の改正及び職員の定年年齢の引き上げに伴い、再任用制度が廃止されることとなったため、条例を廃止するものでございます。
　以上で提案理由の説明を終わります。
　よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。
議長（横山弘藏）　これで提案理由の説明を終わります。
　これから質疑を行います。
　質疑はありませんか。
　ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　質疑なしと認めます。
　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。
討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これから議案第51号、職員の再任用に関する条例の廃止についてを採決します。
お諮りします。
本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　異議なしと認めます。
したがって、議案第51号、職員の再任用に関する条例の廃止については、原案のとおり可決されました。

日程第５、議案第52号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。　町　長
町長（西村久之）　議案第52号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）について、説明いたします。
国の人事院勧告、長崎県の人事委員勧告及び県内市町の職員給与の状況を踏まえ、給与の改定を行うものでございます。
主な改正といたしましては、初任給及び若年層の給与月額の引上げ、また、ボーナスを0.10月分引上げ、勤勉手当の支給月数に反映する改正となっております。
また、地方公務員法等の改正及び職員の定年年齢の引き上げに伴い、60歳を超える職員の給与を60歳時の７割水準に改めるほか、所要の改正を行うものでございます。
施行期日つきましては、第１条の改正後の給与条例の規定は、令和４年４月１日から適用し、令和４年12月に支給される期末・勤勉手当の支給割合につきましては、令和４年12月１日から、令和５年度以降の期末・勤勉手当の支給割合については、令和５年４月１日から適用するといたしております。
以上で提案理由の説明を終わります。
なお、詳細な説明については、担当が申し上げます。
よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。
議長（横山弘藏）　総 務 課 長

総務課長（谷元芳久）　それでは、担当よりご説明させていただきます。

新旧対照表、１ページをご覧ください。

今回の改正は、施行日が令和４年度から適用する改正と令和５年度から適用する改正があるため、１条と２条に分けて改め文を作成しております。

新旧対処表をご覧ください。

改正法１条関係は、人事委員会の勧告に基づく給与、期末勤勉手当の改正に関するものでございまして、令和４年４月１日に遡って施行される給与及び期末勤勉手当でございます。

第 18 条第２項第１号中の、職員の勤勉手当の率を 100 分の 95 から、100 分の 105 に改め、第２号中、再任用職員の勤勉手当の率を 100 分の 45 から、100 分の 50 に改めるものでございます。

次に別表の改正ですが、新旧の給料表の対比ですが、行政職給料表（１）を見れば、１級、２級の若手職員に厚く、４級から５級のベテラン職員は、薄くベースアップしており、スライドした上げ幅となっています。

続いて改正法２条関係は 47 ページからです。

第４条第５号中上位法の改正による文言の修正で、第 11 項では、上位法の改正による、再任用制度の廃止に伴い、定年前短時間勤務職員の給料月額の規定について改めるものでございます。

第４条の２は、再任用制度の廃止に伴い削除するものです。

第６条第４項は、休暇等条例へ文言を改めるものでございます。

第 10 条から第 17 条は、上位法の改正により文言を改めるものでございます。

第 18 条は、勤勉手当で、第１項及び同項第２号は、文言を改めるもので、同項第２号は、文言と定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給割合を 100 分の 50 から 100 分の 47.5 に改めるものです。

附則に次の７項を新たに付け加えております。

第６項は、定年延長になった当該職員が、最初の４月１日以後の給料月額を 60 歳前の７割水準にすることとしております。

第７項は、前項を適用しない職員について明記しております。

第８項は、60 歳前の７割水準に達していない場合に、７割に達するよう管理監督職勤務上限年齢調整額を支給することとしております。

第９項は、職員の受ける給料月額と、管理監督職勤務上限年齢調整額の合計額が、職員が属する職務の級における最高号給の給料月額を超える場合は、当該最高号給の給料月額から職員の受ける給料月額を減じた額を、管理監督職勤務上限年齢調整額とするものです。

第 10 項は、60 歳到達前の給料表の適用を受ける職員で、あって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要と認められる場合の給料月額の算

出を明記しております。

第 11 項は、附則第８項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則６項の規定適用を受ける職員の権衡上必要と認められる場合の給料月額の算出について明記しております。

第 12 項は、附則第６項から前項までに定めるもののほか必要な事項を、規則で定めるとしております。

次に別表の改正ですが、新旧の給料表の対比ですが、52 ページから 98 ページまでの区分の欄を再任用職員以外の職員から、定年前再任用職員短時間勤務職員以外の職員へ改めるものでございます。

附則、第１条で、この条例は、公布の日から施行するとして、ただし、第２条の規定は、令和５年４月１日から施行するとしております。

同条２項は、第１条の規定に改正後の給与条例は、令和４年４月１日から適用するとしております。

３項は、勤勉手当の改正については、令和４年 12 月１日から適用するとしております。

４項は、第１条の規定による改正後の給与条例を適用した場合の増額になった給与の差額の支払いについて明記しています。

経過措置として、第２条は、第２条の規定による改正後の新給与条例の一部を、地方公務員法の附則第３条第５項又は、第６項の規定に該当する職員には適用しないとしております。

第３条第１項は、暫定再任用職員の給料月額について明記しております。

第２項は、育児短時間勤務をしている暫定任用職員の給料に関する条文の一部を改め、その算定方法を明記しております。

第３項は、暫定再任用短時間勤務職員の給料月額については、定年前再任用短時間勤務職員給与表により適用される給与額に勤務時間を常勤勤務の 38 時間 45 分で、除して得た数を乗じて得た額とするとしております。

第４項は、暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例を適用するものです。

第５項は、暫定任用職員も、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例の期末手当の支給割合 100 分の 67.5 を適用するものです。

第６項は、新給与条例第 18 号第１項に暫定再任用職員が含まれた場合の勤勉手当の額の規定の適用について、定年前再任用短期時間勤務職員の読み替えを明記しております。

第７項は、前条及び前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要なことは規則で定めるとしております。

第４条は、前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、

規則で定めるとしております。
　以上で説明を終わります。
議長（横山弘藏）　これで提案理由の説明を終わります。
　これから質疑を行います。
　質疑はありませんか。　宮 﨑 議 員
３番（宮﨑良保）　職員の給与の改正について質問をしたいと思います。
　今回、昨年減額した分を戻すということが主な目的だろうとは思いますけども、職員の給料が上がることで、職員の町民に対するサービスの向上が図られるのではないかと期待をしております。そこでちょっと伺いますけれども、平均ですね、平均いくらぐらいのアップになるのでしょうか。また財源が大幅に増えるということで、総額どれくらい上がるのか。またその財源についてはたぶん予備費から充当するだろうと思うんですけど、そういった認識でいいのかどうか伺います。
議長（横山弘藏）　総 務 課 長
総務課長（谷元芳久）　お答えいたします。
　今の給与改正に伴う予算、給与の方の補正は今のところまだ算定はしておりません。一応あの…行政職のその給与については、先ほど言ったように若手から、若手を中心にベースアップが大幅に図られているところでございますので、現在の予算状況を見て３月までにですね、その補正が増額か、今のままで入るかどうか、ちょっと確認をさせていただいて、必要ならば３月の補正で上程させていただければと思っております。
議長（横山弘藏）　ほかに質疑ありませんか。　浦　議　員
６番（浦　英明）　新旧対照表のですね、これは 51 ページですね。51 ページの附則の６項、これは先ほど説明したとおり、７割水準、これを表したものでありますけれども、その下の第７項ですね、これはあの６項の規定は適用しないというふうなことをうたっていると思うんですけども、この給料月額はだいたいどのくらいぐらいになるのか一人一人これ違うと思うんですけども、まあ具体例を示していただければと思うんですけど、例えばその 30 万の人がどのくらいぐらいになるとか、そういったその具体例はわかりませんか。
議長（横山弘藏）　総 務 課 長
総務課長（谷元芳久）　お答えいたします。
　先ほども、ここにも書いておりますけども、100 分の 70 を掛けると７割、現在の給与から３割軽減された額、７割の額を支給するという形になっておりますので、まああの…100 万だったら 70 万というような、単純で計算したらですね、そういう形になります。
議長（横山弘藏）　浦　議　員

６番（浦　英明）　７割はわかってるんですけども、それに対して手当みたいなやつが付いてくるから、プラスアルファにこうなるんじゃなかろうかと思うんですけども、個人個人によってそれは計算できないんだろうと思いますけど、先ほど言ったように３月ぐらいまでにそれはちゃんとできるんではないかと思うんですけども、私なりにちょっとある程度の金額をちょっと知っておきたいなと思ったもんですから聞いたんですけども、そしたらそれはそれでいいです。

それからですね、昨年の６月ですかね、これは地方公務員法の一部を改正する法律について、総務省の方から資料をちょっと読み解きますと、特定管理監督の特例任用法第 28 条の５、３項で、具体例を示しますと、巡視船の船長等については、７割でなく 10 割水準を一応検討していると、こういったことが資料に乗っているわけなんですけども、小値賀、当町では、そういったその類似の関係の内容といいますかね、それはないのかお尋ねします。

議長（横山弘藏）　総 務 課 長

総務課長（谷元芳久）　お答えします。

その条例については、うちの方でもうたっております。あの結局、その職がなければ業務的に支障がある特別に認められた場合ですね、その場合は１年を任期に更新をして、最高３年までということで条例の方にうたわせていただいておりますので、その規定も一応あの上位法を基に訂正させて、改正させていただいております。

議長（横山弘藏）　浦　議　員

６番（浦　英明）　それはそれでまた置いておいて、例えば医師の場合は定年を 70 ということは、今度改正された内容ではないんですけど、前からあるんですけど、今は該当する人はおりませんけども、60 歳を越えて医師が働くといった場合は、これは 10 割になるんですか、お尋ねをします。

議長（横山弘藏）　総 務 課 長

総務課長（谷元芳久）　お答えします。

医師については、小値賀町の場合は 70 歳までということになっております。まあ国の方では今回の改正で離島の医師は 70 歳までというような体制を行っておりますけども、小値賀町の場合は 70 歳までとしておりますので、給与についてはそのまま普通に減額することなく支給されるということになります。

議長（横山弘藏）　ほかにありませんか。

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これから議案第 52 号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　異議なしと認めます。
したがって、議案第 52 号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第６、議案第 53 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。　町　長
町長（西村久之）　議案第 53 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）について、説明いたします。
地方公務員法等の改正に伴い、職員の定年年齢の引き上げ、管理監督職勤務上限年齢性及び定年前再任用短時間勤務制に係る規定を追加するほか、所要の規定を整備する必要があるため、条例の一部を改正するものでございます。
新旧対照表をご覧ください。
第２条第２項は、再任用制度の廃止に伴い、その根拠法を改め、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に置き換えるもので、第２条以降、第３条、第４条、第 12 条の条文の中の再任用短時間勤務職員を、定年前再任用短時間勤務職員に置き換えるものでございます。
附則として、第１条で、この条例は令和５年４月１日から施行するといたしております。
第２条は、経過措置で、暫定再任用職員を定年前再任用短期時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用するものでございます。
以上で提案理由の説明を終わります。
よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。
議長（横山弘藏）　これで提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

質疑ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これから議案第 53 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　異議なしと認めます。
したがって、議案第 53 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第７、議案第 54 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。　町　長
町長（西村久之）　議案第 54 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）について、説明いたします。
地方公務員法等の改正及び職員の定年年齢の引き上げに伴い、育児休業及び育児短時間勤務の対象となる職員について、所要の改正を行うもので、再任用制度が廃止されることで、従来の再任用短時間勤務職員を、定年前再任用短時間勤務職員に置き換える改正、育児休業等をできない職員として異動期間を延長された、管理監督職員を追加する改正を合わせて行うものでございます。
以上で提案理由の説明を終わります。
なお、詳細な説明は、担当が申し上げます。
よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。
議長（横山弘藏）　総 務 課 長
総務課長（谷元芳久）　それでは、担当より説明いたします。
新旧対照表をご覧ください。
第２条は、第３号を第４号とし、第３号に育児休業をすることができない管

理監督職を占める職員の条文を追加するものでございます。
第７条は、第１項中、地方公務員法の後に（昭和 25 年法律第 261 号）を追加するものです。
第９条第２号は、「職員の定年等に関する条例」を「小値賀町職員の定年等に関する条例」に改め、同号を同条第３号とし、第２号に小値賀町職員の定年等に関する条例第９条第１項又は第２項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員を追加するものです。
２ページ、第 17 条第２号は、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再認用短時間勤務職員等」に改め、同号ア及びイを削除するものです。
第 18 条第１項については、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再認用短時間勤務職員等」に改めるものでございます。
附則として、第１項で、この条例は令和５年４月１日から施行するとしております。
第２項で、給料月額７割措置を受ける職員が育児短時間勤務を行う場合の給料月額について明記しております。
以上で説明を終わります。
議長（横山弘藏）　これで提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
質疑ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これから議案第 54 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　異議なしと認めます。
したがって、議案第 54 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条

例（案）は、原案のとおり可決されました。
　しばらく休憩します。

―　休憩　　午前　　10　時　49　分　―
―　再開　　午前　　10　時　56　分　―

議長（横山弘藏）　再開します。

日程第８、議案第 55 号、小値賀町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。
　本案について、提案理由の説明を求めます。　　町　　長
町長（西村久之）　議案第 55 号、小値賀町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例（案）について、説明いたします。
　地方公務員法等の改正により、法の条項を引用する箇所の改正を行うものでございます。
　新旧対照表をご覧ください。
　第３条中、地方公務員法第 28 条の５第１項を法第 22 条の４第１項に改めるものでございます。
　附則として、この条例は令和５年４月１日から施行するといたしております。
　以上で提案理由の説明を終わります。
　よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。
議長（横山弘藏）　これで提案理由の説明を終わります。
　これから質疑を行います。
　質疑はありませんか。
　質疑ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　質疑なしと認めます。
　これで質疑を終わります。
　これから討論を行います。
　討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　討論なしと認めます。
　これで討論を終わります。
　これから議案第 55 号、小値賀町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例（案）を採決します。
　お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　異議なしと認めます。
したがって、議案第 55 号、小値賀町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第９、議案第 56 号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。　町　長
町長（西村久之）　議案第 56 号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（案）について、説明をいたします。
地方公務員法等の改正及び職員の定年年齢の引き上げに伴い、関係条文について所要の改正を行うもので、派遣対象外の職員として、異動期間を延長された管理監督職員を追加する改正を行うものでございます。
新旧対照表をご覧ください。
第２条第２項中、第５号を第６号とし、第４号の次に第５号として、「小値賀町職員の定年等に関する条例第９条第１項又は、第２項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員」を追加するものでございます。
附則として、この条例は令和５年４月１日から施行するといたしております。
以上で提案理由の説明を終わります。
よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。
議長（横山弘藏）　これで提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
質疑ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これから議案第 56 号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（案）を採決します。

お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　異議なしと認めます。
したがって、議案第 56 号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 57 号、小値賀町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。　町　長
町長（西村久之）　議案第 57 号、小値賀町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例（案）について、説明いたします。
地方公務員法等の改正及び職員の定年年齢の引き上げに伴い、関係条文について所要の改正を行うものでございます。
新旧対照表をご覧ください。
第３条中、６月以下の期間の次に、「その発令の日に受ける」を加え、後段に、「この場合において、その減ずる額が現に受ける給料月額の 10 分の１に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。」を加えるものでございます。
附則として、この条例は令和５年４月１日から施行するといたしております。
以上で提案理由の説明を終わります。
よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。
議長（横山弘藏）　これで提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
質疑ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これから議案第 57 号、小値賀町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例（案）を採決します。

お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　異議なしと認めます。
したがって、議案第 57 号、小値賀町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 58 号、職員の降給に関する条例（案）を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。　町　長
町長（西村久之）　議案第 58 号、職員の降給に関する条例（案）について、説明いたします。
地方公務員法等の改正及び職員の定年年齢の引き上げにより、管理監督職勤務上限年齢制が導入され、降任に伴う降給や 60 歳以上の場合の降給が必須となったことから、地方公務員法第 27 条第２項の条例が定める事由や第 28 条第３項の手続きを規定するため、これまで条例を制定していなかった団体も降給条例の新規制定が、必要となったものでございます。
以上で提案理由の説明を終わります。
なお、詳細な説明につきましては、担当が申し上げます。
よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。
議長（横山弘藏）　総 務 課 長
総務課長（谷元芳久）　それでは、担当より説明いたします。
第１条は、目的で職員の意に反する降給に関し必要な事項を規定することを目的とするものです。
第２条は降給の種類を降格、降号、降給と明記しております。
第３条は、降格の事由を
第４条は、降号の事由を明記しております。
第５条は、職員を降給させる場合の通知書の交付について明記しております。
第６条は、職員に心身の故障があると診断された場合等に受診命令に従う義務について、明記しております。
第７条は、雑則で、条例で必要な事項は規則で定めるとしております。
附則として、第１項で、この条例は令和５年４月１日から施行するとしております。
第２項は、60 才に到達した、最初の４月１日以後の給料月額を当分の間、当該職員の受ける号給に応じた額に 100 分の 70 を乗じて得た額と明記しております。
第３項は、第５条の通知書の交付について、60 歳以降の降給以外の降給につ

いての通知について明記しております。
　以上で説明を終わります。
議長（横山弘藏）　これで提案理由の説明を終わります。
　これから質疑を行います。
　質疑はありませんか。
　ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　質疑なしと認めます。
　これで質疑を終わります。
　これから討論を行います。
　討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　討論なしと認めます。
　これで討論を終わります。

　これから議案第 58 号、職員の降給に関する条例（案）を採決します。
　お諮りします。
　本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　異議なしと認めます。
　したがって、議案第 58 号、職員の降給に関する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 59 号、町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。
　本案について、提案理由の説明を求めます。　町　長
町長（西村久之）　議案第 59 号、町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）について、説明いたします。
　令和４年８月８日の人事院勧告に伴い、特別職の国家公務員等に関する法令においては、一般職給与法の例により期末手当を支給することとされていることを踏まえ、一般の職員に準拠し、町長、副町長、教育長の支給割合を改正するものでございます。
　改正の内容は、第１条で期末手当の支給率を、「100 分の 162.5」から「100 分の 167.5」に改め第２条では、期末手当の支給率を、「100 分の 167.5」から「100 分の 165」に改めるものでございます。
　附則として、第１項でこの条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条

の規定は、令和５年４月１日から施行するといたしております。
第２項では、第１条の規定による改正後の条例の規定は、令和４年 12 月１日から適用するといたしております。
第３項は、改正後の条例の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の条例に基づいて支給される期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすとしております。
以上で提案理由の説明を終わります。
よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。
議長（横山弘藏）　これで提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
質疑ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これから議案第 59 号、町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　異議なしと認めます。
したがって、議案第 59 号、町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 60 号、小値賀町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。　町　長
町長（西村久之）　議案第 60 号、小値賀町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）について、説明いたします。
町長、副町長及び教育長と同様に、特別職の特別給の支給割合を改正するも

のでございます。
　改正の内容は、第１条で期末手当の支給率を「100 分の 162.5」から「100 分の 167.5」に改め、第２条では、期末手当の支給率を「100 分の 167.5」から「100 分の 165」に改めるものでございます。
　附則として、第１項でこの条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和５年４月１日から施行するといたしております。
　第２項では、第１条の規定による改正後の条例の規定は、令和４年 12 月１日から適用するといたしております。
　第３項は、改正後の条例の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の条例に基づいて支給される期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすといたしております。
　以上で提案理由の説明を終わります。
　よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。
議長（横山弘藏）　これで提案理由の説明を終わります。
　これから質疑を行います。
　質疑はありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　質疑なしと認めます。
　これで質疑を終わります。
　これから討論を行います。
　討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　討論なしと認めます。
　これで討論を終わります。

　これから議案第 60 号、小値賀町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）を採決します。
　お諮りします。
　本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　異議なしと認めます。
　したがって、議案第 60 号、小値賀町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 61 号、小値賀町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。　　町　　長

町長（西村久之）　議案第 61 号、小値賀町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）について、説明いたします。

今回の主な改正は、令和５年４月から収集ごみ料金を現在の月額料金から、指定有料ごみ袋による料金に改正し、併せて、その他の廃棄物処理手数料の見直しを行うものでございます。

なお、指定ごみ袋の規格及び手数料については、可燃ごみの搬出先であります新上五島町を参考にさせていただいております。

新旧対照表をご覧ください。

第４条第１項を「町は、前条に掲げる区域内における一般廃棄物処理計画を定めるものとする」に改め、第 11 条第３項を「前２項に定めるもののほか、手数料の徴収方法は、規則で定める」に改正し、不燃物及び粗大ごみについては、詳細な料金の設定及び変更が出来るように規則で定めることといたしております。

別表では、「可燃性ごみ及び不燃性ごみ」について、指定ごみ袋を３分類に設定、「家屋解体に係るゴミ処理車種料金」を「一般廃棄物最終処分場に搬入したごみ処理の車種料金」に変更するなどの改正を行っております。

なお、「し尿」手数料、「動物の死体処理」手数料については、従来どおりといたしております。

附則で、この条例は令和５年４月１日から施行するといたしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。　　宮　﨑　議　員

３番（宮﨑良保）　小値賀町廃棄物処理に関する条例の一部を変更に対して質問をいたします。

ここに別表の 11 条の関係が、ここに書いておりますけれども、詳細に区分ごとに分けられてですね、非常にこれから便利であろうか、まだ難しくなるのか、ちょっと判断が難しいところではありますけれども、今後円滑な運営を期待するところであります。ここに書いてるとおりなんでしょうけど、ここに書いてないところがですね、農機具ですね、耕運機からトラクター、コンバインまでというのが、一般廃棄物最終処分場に搬入したごみ処理車種料金の中に入っていませんが、これはこの下に欄外で入っているのかどうか伺いたいと思います。

議長（横山弘藏）　建　設　課　長

建設課長（橋本　満）　お答えいたします。

この別表でうたったものはですね、ごみ袋の有料化と、あと車両での搬入ということで、その他につきましては、規則で定めるものとするいうことで、規則で定めます。で、わかりやすく言いますと、ごみカレンダーというのを１年に１回、皆さんにお配りしてると思います。このごみカレンダーの中にですね一覧表、トラクターから耕運機から、そういったものの運搬した時の料金は載せていると思います。それを別表でうたって、ごみカレンダーに載せて、皆さんに周知するといった手法でございます。

議長（横山弘藏）　宮 﨑 議 員

３番（宮﨑良保）　ということは、基本的にはこの新しい新のやつのし尿の下にこの分が入っていると判断してよろしいんですか、伺います。

議長（横山弘藏）　建 設 課 長

建設課長（橋本　満）　お答えいたします。

議案の方で見ていただければと思うんですけども、別表第 11 条で、１ページ目にごみ袋の料金、それから最終処分場に搬入したごみ料金が書いてございます。その下にですね、し尿と動物の死体処理ということで、表をうたっております。条例でうたっている分が、今述べました手数料の分でございます。

議長（横山弘藏）　ほかに質疑ありませんか。　黒 﨑 議 員

４番（黒﨑政美）　金額が少ないので申し訳ないんですけれども、指定ごみ袋、小さく、細かく分けておりますが、先日行った上五島、福江も一緒だろう、五島市も一緒だろうと思いますけれども、あのボランティアでやっている人、例えば道路を掃いている人、柳田町なんか木の葉がいっぱい落ちて、だからそういうところでは、別に無償であげているというような事例もあると聞いております。小値賀町では考えたことがありますか。だから、家庭ごみじゃなくしてボランティアで道路を掃いている人、時々見受けられるんですけども、そういう人達のごみ袋はどうなふうに考えておりますか。

議長（横山弘藏）　建 設 課 長

建設課長（橋本　満）　お答えいたします。

ボランティアでされている方、町内を綺麗にしている方、町内でたくさん見かけます。その方がですね使うごみ袋っていうのは、ボランティア袋というのを作りまして、無料で配布するというやり方を実施する予定でございます。

議長（横山弘藏）　ほかにありませんか。　黒 﨑 議 員

４番（黒﨑政美）　なかなか難しいことと思います。無償でやったら、あちこちやったら家庭内のごみもその中に入れたり何なりするという、されることが懸念されるわけです。その辺はどう考えておりますか。

議長（横山弘藏）　建 設 課 長

建設課長（橋本　満）　お答えいたします。

各地区でもボランティアで清掃活動とかするかと思うんですけども、その分についても車で持ち込んだ場合とか無償にするんですが、袋の中についてはですね、ボランティアをやりますよということで、きちんと申請していただくことにします。それで、あとは申請される方のですね、人柄をちゃんと信じてですね、実施してまいりたいと思います。

議長（横山弘藏）　ほかにありませんか。　今　田　議　員

７番（今田光弘）　有料のごみ袋制が始まった後ですね、おそらく想像の話なんですが、指定ごみ袋に入れずにごみステーションに出す人というのがどうしても出てくると思います。その場合、原則としてもちろん収集しないということになると思うんですが、その辺について、よその公共団体だとレッドカードを貼るとかいろんな方法があると思いますが、その辺についてどうお考えでしょうか。

議長（横山弘藏）　建　設　課　長

建設課長（橋本　満）　お答えいたします。

ごみ袋の有料化につきましては、県内で小値賀町が一番最後ということで、やっと県内、足並み揃ったなとちょっと言われたことがあるんですけども、その中でやはりあの有料化してからのその…指定ごみ袋を使わないで出される方っていうのは、どこでも当初はあるそうです。その場合は、収集はもうせずにですね、そのまま置いていきます。やはり地区の方でゴミステーションというのは管理しているので、どなたが置いたかっていうのは、その地区でだいたい把握されているそうです。地区会長さん、管理されてる方にお願いしてですね、その人にきちんとごみ袋を、有料ごみ袋を使って下さいよというようなご指導もお願いしようと考えております。

議長（横山弘藏）　今　田　議　員

７番（今田光弘）　はい、わかりました。

先日、ちょっと全協か何かでお伺いしたんですが、改めてお聞きします。

例えば新上五島であれば、指定のごみ袋に入れてなくても重さで、直接その焼却場に持って行けば重さで、袋に入ってなくてもそこで料金を払えば大丈夫という方式になっているようなんですが、小値賀の場合は普通のビニール袋に入れて西目に持って行った時に、そういうふうに有料の袋じゃないから受け取らないではなくて、その場でお金を払えば受け取ってくれるとか、その辺についてご説明をお願いします。

議長（横山弘藏）　建　設　課　長

建設課長（橋本　満）　お答えいたします。

西目の方にですね、直接持ち込まれる方で一番多いのは、家屋の片付けの時の大量のごみが一番多くございます。その場合、有料袋でされるのも、結構数

を確保するのも大変でございます。ですので、例えば45ℓにきちんと積み込んでいただければ40円としてその数を掛けまして、それを料金として徴収する方針でございます。

議長（横山弘藏）　今 田 議 員

７番（今田光弘）　はい。昨日の一般質問の時でもちょっと触れたんですが、今回改正される、今回出てきたそのトラックの重さごと、１トン、２トン、４トントラック、軽トラックごとの料金が、かなり安いように感じます。今回あの指定のごみ袋制っていう新しい制度ができる中で、両方とも値上げっていうのは混乱すると思うんですが、将来的にはやはりこのトラックでの搬入料金というのを、もう少し見直す必要があるのではないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議長（横山弘藏）　建 設 課 長

建設課長（橋本　満）　お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、今回はそのまず、月あたり個別料金から、ごみ袋の有料化っていうのがメインに置いております。それで、あと、他のものも料金を改正した時混乱すると考えました。それから、確かに家屋解体材とかの受け入れの料金が低額であるということは認識しております。この分についてはですね、やはりあの家屋解体費の処分費で費用がかさみますと、老朽家屋の解体が停滞するという懸念もありまして、一番難しい問題だと考えておりました。しかし今後は、議員皆さまのですね、意見を頂いてですね、適正な価格っていうところまでいけるかどうかわかりませんが、料金改正については、今後の重要な課題だと認識しております。

議長（横山弘藏）　ほかにありませんか。

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第61号、小値賀町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　異議なしと認めます。
したがって、議案第 61 号、小値賀町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第 15、議案第 62 号、令和４年度小値賀町一般会計補正予算（第５号）を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。　町　長
町長（西村久之）　議案第 62 号、令和４年度小値賀町一般会計補正予算（第５号）について、説明いたします。
今回の補正予算は、人事院勧告及び職員の人事異動等に伴う人件費、特別会計繰出金の補正ほか、コロナの影響による雇用機会拡充事業補助金、子育て世帯保育料軽減事業費補助金、農業用施設災害復旧費の計上が主なものでございます。
予算書１ページ、第１条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 4,252 万 2,000 円を減額し、補正後の予算総額を 41 億 6,018 万 4,000 円とするものでございます。
以上、補正予算の概要を説明いたしました。
詳細については、担当より説明させますので、よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。
議長（横山弘藏）　総 務 課 長
総務課長（谷元芳久）　それでは、説明書７ページ、歳入から説明いたします。
12 款２項１目・民生費負担金 208 万 6,000 円の増額は保育料負担金で、２項・負担金の総額を 1,068 万 8,000 円としております。
14 款１項１目・民生費国庫負担金を３万 5,000 円減額し、１項・国庫負担金の総額を１億 1,980 万 3,000 円としております。
15 款１項２目・民生費県負担金を３万 2,000 円減額し、１項・県負担金の総額を 7,178 万 9,000 円としております。同じく、２項１目・総務費県補助金 1,562 万 5,000 円の増額は、長崎県国境等離島地域雇用機会拡充事業交付金で、３目・衛生費県補助金を 57 万 5,000 円減額、９目・災害復旧費県補助金 250 万円の増額は、農林水産施設災害復旧費補助金で、２項・県補助金の総額を２億 5,564 万 8,000 円としております。
18 款１項１目・財政調整基金繰入金は、財源調整で、6,209 万 1,000 円を減額し、１項・基金繰入金の総額を５億 7,955 万円としております。
８ページ、歳出では、１款１項１目・議会費を 13 万円減額し、１項・議会費

の総額を5,049万5,000円としております。

２款１項１目・一般管理費 857 万 1,000 円の減額は、職員の人件費及び庁舎清掃業務に関する経費が主なもので、３目・財政管理費は人件費で235万6,000円減額、５目・財産管理費 1,244 万 2,000 円の増額は、財政調基金積立金が主なもので、１項・総務管理費の総額を５億8,538万円としております。同じく、２項１目・税務総務費を54万9,000円増額し、２項・徴税費の総額を3,241万5,000円としております。同じく、３項１目・戸籍住民基本台帳費を５万9,000円増額し、３項・戸籍住民基本台帳費の総額を 3,455 万 2,000 円としております。同じく、４項１目・選挙管理委員会費を９万 9,000 円増額し、４項・選挙費の総額を539万5,000円としております。

３款１項１目・社会福祉総務費 309 万円の減額は、人件費が主なもので、１項・社会福祉費の総額を４億 4,049 万 1,000 円としております。同じく、２項１目・児童福祉総務費 212 万 7,000 円の増額は、子育て世帯保育料軽減事業費補助金が主なもので、４目・こども園費は、人件費 170 万 5,000 円の減額で、２項・児童福祉費の総額を１億 4,436 万 4,000 円としております。同じく、３項１目・生活保護総務費を４万3,000円増額し、３項・生活保護費の総額を5,778万9,000円としております。

４款１項１目・保健衛生総務費 5,280 万 4,000 円の減額は、人件費及び国民健康保険診療所特別会計繰出金が主なもので、１項・保健衛生費の総額を５億8,444万9,000円としております。同じく、２項１目・塵芥処理費を１万9,000円増額、２目・し尿処理費を39万1,000円増額し、２項・清掃費の総額を１億9,291万4,000円としております。

５款１項１目・農業委員会費を９万 9,000 円減額、２目・農業総務費 523 万9,000円の減額は人件費で、１項・農業費の総額を２億4,033万円としております。同じく、３項１目・水産業総務費 527 万円減額、５目・漁港建設費を６万9,000円減額し、３項・水産業費の総額を２億7,069万円としております。

６款１項１目・商工総務費 2,000 円増額、２目・商工業振興費 1,875 万円の増額は、雇用機会拡充事業を実施した事業者で、コロナや物価高騰の影響により，売上や営業利益が減少している事業者に対し事業資金の一部を補助するもので、１項・商工費の額を２億741万2,000円としております。

７款１項１目・土木総務費 124 万 6,000 円の増額は、下水道事業特別会計繰出金が主なもので、１項・土木管理費の総額を１億 2,903 万 7,000 円としております。同じく、２項２目・道路維持費は、町道等の修繕料が主なもので、160万円を増額し、２項・道路橋梁費の総額を9,569万2,000円としております。

８款１項１目・非常備消防費を77万9,000円増額し、１項・消防費の総額を１億1,153万3,000円としております。

９款１項２目・事務局費を 36 万円増額し、１項・教育総務費の総額を 8,149 万 9,000 円としております。同じく、７項１目・社会教育総務費を 22 万 4,000 円減額し、７項・社会教育費の総額を１億 428 万 2,000 円としております。

10 款１項１目・農業用施設災害復旧費は、７月の豪雨により被災した、農業用施設の復旧工事に係る経費 379 万 6,000 円を増額し、１項・農林水産施設災害復旧費の総額を 380 万円としております。

12 款２項１項・渡船事業特別会計繰出金 525 万 7,000 円の減額は、渡船事業特別会計の繰越金の確定に伴い繰出金を減額するもので、２項・特別会計繰出金の総額を 3,075 円としております。

以上で、説明を終わります。

議長（横山弘藏）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第１表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第 12 款・分担金及び負担金

ありませんか。

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　第 14 款・国 庫 支 出 金

国庫支出金ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　第 15 款・県　支　出　金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　第 18 款・繰　　入　　金

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　歳出に移ります。

第１款・議　　会　　費

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

第２款・総　　務　　費　　浦　　議　　員

６番（浦　英明）　１項１目１節に報酬が 224 万円、それから 12 節の委託料に庁舎清掃の委託料が 204 万の減額とこういうふうになっておりまして、これ当初予算が 264 万でしたので、こう差し引きすれば 20 万ほどの増額というふうになっておりますけども、今頃になってこれが追加補正されるっていうのはどういうことですか、お尋ねします。

議長（横山弘藏）　総 務 課 長
総務課長（谷元芳久）　お答えいたします。
当初、清掃業務については、私人の委託という形で委託契約を結んでおりましたけども、高齢とちょっと体調の関係で、年度途中でお辞めになられるということで、新たに会計年度任用職員での応募を出して、現在３名を、３名体制でやろうとしているところでございます。そのために当初の委託料を減額して、会計年度任用職員の報酬の方を増額させていただいております。
議長（横山弘藏）　総務費、ほかにありませんか。　今 田 議 員
７番（今田光弘）　９ページの財産管理費で、「佐世保市西消防署小値賀出張所建設予定地」とあります。どこに建てるかという噂は聞いておるんですが、僕ら議会、議員として正式な情報は得ていません。この辺についてご説明を願います。
議長（横山弘藏）　総 務 課 長
総務課長（谷元芳久）　お答えいたします。
議員おっしゃるとおり、議員さん全員揃った時点でご説明はしていないかもしれませんけども、一応、議長との話の中では、一応ここをさせていただきたいということで話は進めているつもりでございましたので、一応今回、診療所の前の駐車場、新診療所になって駐車場が別に設けられておりますので、新たに消防署とも佐世保市の方とも協議をした結果、そこが一番立地的に、診療所との情報共有がしやすいということで、その場所をちょっと今選定しているところでございます。
議長（横山弘藏）　今 田 議 員
７番（今田光弘）　確かに議長にお話されたということなのでしょうが、やっぱりこれはね、昨日の町長の答弁の中にもありましたが、やっぱり情報公開しなければいけない問題だと思うんですよ。やっぱりこれ議案がいきなり出てきて、僕らは何も知らないっていうのは、これおかしいと思うんです。あの表現悪いですけど、本当に議会軽視っていつも言ってしまいます。その点についていかがお考えでしょうか。
議長（横山弘藏）　総 務 課 長
総務課長（谷元芳久）　あの、先ほどもちょっとお話したんですけど、私はその一応この前の議会の方でも、あ、すいません、議長との話の中でも、定例的に情報を伝えて下さいということで、お話はさせていただいてるつもりで、皆さんの方に伝わってないっていうか、そこは正式に私の方から、担当の方からですね、説明しなかったのは不備だと思っております。まあ私としては情報を共有したつもりでいたんですけども、正式にということができてなかったのはちょっと申し訳ないとは思っております。

議長（横山弘藏）　今 田 議 員
７番（今田光弘）　そういうことであれば、そういう手続きは踏んだということで、それは了承しました。ただですね、あの今まで何度もですね、同じようなことで言った、言わない、あるいはしっかり言ってない、そういうことが多々あります。口頭で言うのは、それはそれでわかるんですが、やはりある程度の資料を出して、これこれこういうものなんで皆さんに伝えて下さいとかですね、やっぱそういうのをしていかないと、やっぱちょっとまずいかなと思うんですがいかがでしょうか。
議長（横山弘藏）　総 務 課 長
総務課長（谷元芳久）　議員おっしゃるとおり、次回からそういった必要事項につきましては、資料等も含めて、一応あの局長にも入っていただくようにしておりますので、局長なり皆さんの方の全協とかいろんな委員会の際に、そういった情報を伝えてもらうように、もしくはその議会の方からそういった形で説明を求められる場合は、担当の方から説明に伺いたいとは思っております。今回その辺が、上手く情報が伝わらなかったということはお詫び申し上げます。
議長（横山弘藏）　しばらく休憩します。

― 休憩　午前　11 時 43 分 ―
― 再開　午前　11 時 45 分 ―

議長（横山弘藏）　再開します。総務費、他にありませんか。　浦　議　員
６番（浦　英明）　今の話を聞いておれば、議長がちょっとね、こうポカをやったちゅうような感じに見受けるとですけども、これあの…埋蔵文化財ということであれば、何かこう出てくるんですかね。お尋ねします。
議長（横山弘藏）　総 務 課 長
総務課長（谷元芳久）　お答えいたします。
　この予定地についてはですね、ちょっとやぼ新の上の方に、水の下の文化財があると思うんですけども、その近辺付近ということで実際はその中には入ってないんですけど、もしかしたらということも踏まえて調査を行わないといけないというふうになっているようですので、今回これについて予算化をしているところです。
議長（横山弘藏）　浦　議　員
６番（浦　英明）　わかりました。
　その下のですね、財政調整基金の積立金が 1,189 万 4,000 円積立されておりますけども、この積立できた要因というのは何か、お尋ねします。
議長（横山弘藏）　総 務 課 長

総務課長（谷元芳久）　お答えいたします。

予算の方でも説明ありましたが、繰出金の大幅な減額であったりとか、そういうところで余剰財源が出てきております。今後のその公共施設等の改修とかそういったものも控えておりますので、できるだけ基金の方に積みたいと考えておりましたので、財政調整金の方で積立をさせていただいております。

議長（横山弘藏）　ほかにありませんか。　今　田　議　員

７番（今田光弘）　埋蔵文化財の包蔵地ではないということなんですが、金額的に見るとかなり安い金額、今のコンクリートを割って試掘するというような形だと思うんですが、どのような形での文化財の調査をされるんでしょうか。

議長（横山弘藏）　総　務　課　長

総務課長（谷元芳久）　お答えいたします。

実際、機械の借り入れ、それから発掘する謝礼ですね、有償ボランティアを雇うということで、発掘箇所は３カ所程度を、場所を広範囲に分けて発掘するという形を取るようです。

議長（横山弘藏）　ほかにありませんか。　今　田　議　員

７番（今田光弘）　あの埋蔵文化財に関しては、僕は教育委員会が担当かなと思って、教育委員会の方を向いてしゃべってたんですが、その辺はしっかり意思の疎通っていうのはできてるんですか。ですかって言ったら変ですね。はい。

議長（横山弘藏）　総　務　課　長

総務課長（谷元芳久）　その辺は、私達もそれ進めている中で、公民館の方から文化財のそういった調査が必要だという情報を貰いましたので、予算の方については公民館の担当の方に予算のその見積もりを取っていただいて、それをうちの方で予算化させていただいたという形になっております。調査自体は公民館の文化財の担当の方で行うような形になります。

議長（横山弘藏）　ほかにありませんか。

ありませんか、総務費。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　次に移ります。

第３款・民　生　費

民生費ありませんか。

民生費ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　次に移ります。

第４款・衛　生　費

衛生費ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　次に移ります。
　第５款・農林水産業費
　ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　次に移ります。
　第６款・商　工　費　　浦　議　員
６番（浦　英明）　雇用機会拡充事業 1,875 万円計上されております。これあの前、資料を見ていたのをちょっと参考して言いますけども、個人事業者が 17 名の 1,700 万と、それから法人が４件で 800 万円の、計 2,500 万円の内、国県が 1,562 万 5,000 円と、町が 312 万 5,000 円、残り 625 万円が事業者の負担になるというふうに思うんですけども、確認のためお尋ねします。
議長（横山弘藏）　産業振興課長
産業振興課長（博多屋雄一郎）　はい、お答えいたします。
　議員おっしゃるとおりです。
議長（横山弘藏）　浦　議　員
６番（浦　英明）　あの法人が４件というふうにありますけども、この法人の業種は何かお尋ねします。
産業振興課長（博多屋雄一郎）　はい、お答えいたします。
　４件の内１件目が宿泊業でございます。２件目がセラピー。３件目が電気業ですね。で、４件目が飲食業でございます。
議長（横山弘藏）　浦　議　員
６番（浦　英明）　これあの昔、あの…前はですね、申請すればほとんど通りよったみたいでですね、それがまあ…だんだんちょっと厳しくなって来ておって、申請してもふるい落とされるというような結果が出てるようでございますけども、今回の場合はあの…前に実施した人達が対象となるというふうになっておりますので、これ個人が 17、法人が４、合計の 21 件、申請すればほとんど全部が該当するということになるんでしょうか。ちょっと難しいでしょうけども、お尋ねします。
産業振興課長（博多屋雄一郎）　はい、お答えいたします。
　申請をすればというか、この基準が４月から計画を出すまでの間に、いずれかの月が５％売上高とかが減少した事業者となります。ですので、まあそこがそういうふうに減少していますよということになったら、まず申請する権利というか、それを得ることになります。その後ですね、今度はこう計画を提出することになっておりますので、その計画は令和４年 10 月１日から令和５年３月 31 日の間で計画を立てるようになってます。その計画で、計画の中で、人件費だとか広告料とか、そういう計画を見て、その計画をですね今度は町の審査会

にかけます。審査会にかけると同時に内閣府へもその計画を送ります。そして、町でも採択され、内閣府でも採択されたら、それはもうまぁ…何て言いますかね、選定された事業者というふうにみなされます。

議長（横山弘藏）　ほかにありませんか。　今 田 議 員

７番（今田光弘）　そうしますと、実際この事業で、支払われる時期というのはいつ頃になるんでしょうか。

産業振興課長（博多屋雄一郎）　はい、お答えいたします。

支払いはですね、３月を予定しております。

議長（横山弘藏）　今 田 議 員

７番（今田光弘）　先ほどのお話では３月の 31 日までに計画を出しなさいということであると、その後になるのかなと、なってしまうのかなという気がするんですけど、これはもうある程度繰越になってもいいというスタンスなんでしょうか。

産業振興課長（博多屋雄一郎）　はい、お答えいたします。

繰越ありきではありません。年度内の執行を予定しております。国から来た作業のフローなんですけれども、申請をですね、申請というか申請に対する説明会を１月に予定しておりまして、その後にですね、実績報告っていうのを国の方２月を予定しています。で、その実績報告を見て額の確定とかを行いまして、支出を３月に予定しているんですけれども、もうすごいタイトなスケジュールだなとは思ってますので、そのように行くかはわかりませんけれども、一応その国のスキームどおりに当町は実行するようにしております。

議長（横山弘藏）　今 田 議 員

７番（今田光弘）　この雇用を生み出す有人国境離島の法律の下で、自己資金が４分の１で済むという、すごくメリットがある事業を 21～22 の方々がやってるんですが、今、内閣府が言ってる、いろいろその国境離島というかまぁ…離島なんでいろいろとコロナの関係でその影響が大きいというのは、実はこの対象の 21 件だけじゃありません。国がこういう事業をやるんでこれはもう仕方がないことですが、やはり町民の中のごく一部の人かもしれませんが、そうでなくてもやっぱり自己資金が４分の１、公が４分の３負担しているということに対して、やっぱ批判的な面も、批判的な話も少しやっぱり耳にします。そういう中で、また今回 21 件に対する補助かということで、ちょっとなんか良くない雰囲気の話もチラチラ聞こえてくるのがたぶん本当に現状だと思うんです。そういう中で、できればあの…それ以外の業者さんに対しても、もうそれほどコロナの影響がないということで、国のいろいろな施策ももう切れてますので、町としてどこまでできるかわかりませんが、何かしら手当をすると、その町内での公平性というのを皆さんわりと実感すると思うんですがいかがでしょうか。

産業振興課長（博多屋雄一郎）　はい、お答えいたします。

あのこれは、全員協議会の中でもちょっと申し上げたとおりですね、制度だから仕方がないというしかないのかなと思っております。それで、その時もちょっと私はそう答え切れなかったんですけれども、産業振興課の中でもですね、やはりそういう公平性に関して、支援が必要ではないのかとかですね、必要ないよとか、そういう議論をいたしました。で、産業振興課での結論としては、毎月ですね、商工会とか十八親和銀行とかとですね、連携協議会議をしております。その中でも、そういうこう…町として、そういうのをやってくれという要望もなかったもので、それでこう我々の耳にも入ってきてないというところで、産業振興課としてはもう支援の必要はないというふうに判断いたしました。で、その判断を上司の方に相談しまして、上司の方からも、もうそれでいいというふうな回答を受けましたので、町としてこれ以外の方に、事業者にですね、支援をするつもりはございません。あっ現在のところ支援する予定はございません。

議長（横山弘藏）　ほかにありませんか。

ほかに質疑ありませんか、商工費。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　ないようでしたら、これで終わりたいと思います。

議長（横山弘藏）　しばらく休憩します。

―　休憩　　午後　　零　時　00　分　―

―　再開　　午後　　1　時　30　分　―

議長（横山弘藏）　再開します。

第７款・土　　木　　費

土木費、ありませんか。　　浦　　議　　員

６番（浦　英明）　需要費の 150 万、これは修繕料、町道のガードレールの分ですけども、この場所と工期についてお尋ねします。

議長（横山弘藏）　建 設 課 理 事

建設課理事（村田祐一郎）　お答えいたします。

今回の修繕では、５カ所ほどを予定しておりまして、地区的には、斑、柳、あと前方、笛吹地区の場所となっておりまして、工期は年度内を予定しております。

議長（横山弘藏）　ほかにありませんか。　　浦　　議　　員

６番（浦　英明）　前方とは具体的にどこを指しますか。

議長（横山弘藏）　建 設 課 理 事

建設課理事（村田祐一郎）　お答えいたします。

前方地区は区画線、通学路の区画線でして、相津中央線、福崎モータースの前方工場から相津地区の方に県道に抜ける路線を予定しております。

議長（横山弘藏）　ほかにありませんか。

土木費、ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　次に移ります。

第８款・消　防　費　　浦　議　員

６番（浦　英明）　今回 77 万円の増加補正をしております。当初予算が 5,602 万 2,000 円だったので、足したらば 5,683 万 1,000 円か、になると思いますけども、この内容については当初予算で私も聞いたんですけども、率をかけるからこういうふうになるからと、それではちょっとわかりにくいんでですね、詳しく教えていただきたいと思います。

議長（横山弘藏）　総 務 課 長

総務課長（谷元芳久）　お答えいたします。

今回の広域消防の事務委託負担金につきましては、当初は令和３年度の地方交付税消防費の需用額の、需用費額で算定させていただいてます。令和４年度については、先月の広域消防課長会議の中で、令和４年度の交付税の消防費負担、消防費の需用額の額に応じて、各町で率が確定します。その確定、小値賀町が今回、令和３年より令和４年度の消防費の需用額が上がって、増額になっておりましたので、その分が、この率が上がって、77 万 9,000 円増額という形になっております。

議長（横山弘藏）　浦　議　員

６番（浦　英明）　小値賀は上がった。そしたら、その以外のところは下がったところもあるんですか、お尋ねします。

議長（横山弘藏）　総 務 課 長

総務課長（谷元芳久）　議員おっしゃるとおり、下がった市町村もあります。

議長（横山弘藏）　消防費、ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　次に移ります。

第９款・教　育　費　　浦　議　員

６番（浦　英明）　負担金のところで、地域・教育魅力化プラットフォーム参画負担金、これが 55 万円の追加補正が出ておりますので、この内容をお尋ねします。

議長（横山弘藏）　教 育 次 長

教育次長（永田敬三）　お答えいたします。

この負担金につきましては、現在、当町が進めております、ふるさと留学事業の推進に伴いまして、コーディネーター及びハウスマスターの人材を確保するために、専門性を有した、地域・教育魅力化プラットフォームに負担をいたしまして、人材を、人材の確保を目指すためのものでございます。

議長（横山弘藏）　浦　議　員

６番（浦　英明）　この負担金をいうのは、今回初めてですか、前からあったんですかね、お尋ねします。

議長（横山弘藏）　教 育 次 長

教育次長（永田敬三）　お答えいたします。

今回が初めてでございます。

議長（横山弘藏）　教育費、ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　ないようでしたら、次に移ります。

第10款・災 害 復 旧 費　　浦　議　員

６番（浦　英明）　工事請負費の、農業用施設災害復旧工事が369万9,000円補正されておりますので、この場所と、それから工期についてもお尋ねします。

議長（横山弘藏）　産業振興課長

産業振興課長（博多屋雄一郎）　はい。お答えいたします。

まず場所についてお答えいたします。まずですね、３カ所が、田んぼの災害になっておりまして、１カ所がため池の災害となっております。田んぼの１カ所目が郷平、２カ所目が外崎、笛吹郷ですね。いずれも笛吹郷郷平、笛吹郷外崎、笛吹郷崎田、となっております。そして、ため池が市司ため池となっております。で、工期ですけども、もうちょっと繰越予定でございまして、８月の稲刈りの終わった後を予定しております。

議長（横山弘藏）　浦　議　員

６番（浦　英明）　まあ災害復旧だから仕方がないちゅうことはちょっと言えないんですけども、やむを得ないかなとは思うんですけども、さっき言った場所は、私わかりませんので、後でお尋ねしますので、その時は頼みます。

議長（横山弘藏）　ほかに、災害復旧費ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　次に移ります。

第12款・諸　支　出　金

ありませんか。

諸支出金ありませんか

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

質疑ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
しばらく休憩します。
（全員協議会を開催）

―　休憩　午後　1　時　38　分　―
―　再開　午後　2　時　19　分　―

議長（横山弘藏）　再開します。
これから討論を行います。
まず原案に反対者の発言を許します。
反対討論ありませんか。
（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　反対討論なしと認めます。
次に原案に賛成者の発言を許します。
賛成討論ありませんか。
（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　賛成討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これから、議案第 62 号、令和４年度小値賀町一般会計補正予算（第５号）を採決します。
この表決は起立によって行います。
議案第 62 号、令和４年度小値賀町一般会計補正予算（第５号）は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）
議長（横山弘藏）　起立全員です。
したがって、議案第 62 号、令和４年度小値賀町一般会計補正予算（第５号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 16、議案第 68 号、財産の取得についてを議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。　町　長
町長（西村久之）　議案第 68 号、財産の取得について説明いたします。
今回、取得する財産は、令和４年度から実施いたしております、新上五島町への可燃ごみ搬出に伴う、生ごみの減量化対策を促進するため、大型生ごみ処

理機５基を購入し各地区に設置するものでございます。
去る 11 月 21 日に、一般競争入札を行い、株式会社ヨロズヤが、消費税を含む 854 万 2,600 円で落札し、購入契約を締結するものでありますが、予定価格が 700 万円を超えておりますので、地方自治法第 96 条第１項第８号及び小値賀町議会の議決に付すべき契約及び、財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、本案をご提案申し上げる次第でございます。
なお､納入期限につきましては､令和５年１月 16 日までといたしております。
以上で説明を終わります。
よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。
議長（横山弘藏）　これで提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。
質疑ありませんか。　今 田 議 員
７番（今田光弘）　今、浜津にも一台入ってまして、すごく生ごみが減量されているという、ほんとにあの実感として湧いています。で、細かいことなんですが、この大型生ごみ処理機、「トラッシュ」っていうんだと思うんですが、これホームページを見ますと、大型生ごみ処理「機」ではなくて、処理「槽」だよって、わざわざホームページではうたってるんで、もうそろそろこの「槽」に変えてった方がいいと思う。ちょっと内容的には関係ないんですけど、いかがでしょうか。
議長（横山弘藏）　建 設 課 長
建設課長（橋本　満）　お答えいたします。
あの、取り扱っている専門メーカーからは､「処理機」ということで、見積書が届くもんですから、それが正式名称だということで、今までそういう認識で言葉を使ってきております。再度、ホームページとかカタログ等を精査いたしまして、呼び名については検討したいと思います。
議長（横山弘藏）　ほかにありませんか。
ほかに質疑ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これから、議案第 68 号、財産の取得についてを採決します。
お諮りします。
本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　異議なしと認めます。
したがって、議案第 68 号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。

日程第 17、議案第 69 号、財産の取得についてを議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。　町　長
町長（西村久之）　議案第 69 号、財産の取得について説明いたします。
取得する財産は、新小値賀診療所において使用する超音波画像診断装置でございます。
現在使用しております超音波画像診断装置は、導入から 12 年が経過しており、経年劣化による画像処理や画像診断に時間を要しておりましたが、今回の更新により、画像の鮮明さが向上すると共に、機械の操作性も上がることから、画像診断が的確に行うことが可能となります。
去る 11 月 9 日に、一般競争入札を行い、山下医科器械株式会社佐世保支社が、消費税を含む 869 万円で落札し、購入契約を締結するものでありますが、取得価格が 700 万円を超えておりますので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定及び、小値賀町議会の議決に付すべき契約及び、財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、ご提案申し上げる次第でございます。
なお、納入期限は令和 5 年 3 月 28 日までといたしております。
以上で 説明を終わります。
よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。
議長（横山弘藏）　これで提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。
質疑ありませんか。　浦　議　員
6 番（浦　英明）　ただいま、あの…町長から説明がありました、今 12 年を経過しているということで、もしかしたら私あの超音波画像診断装置と書いてますので、平成 29 年に購入したものを言ってるのかなと。そうしますとこれが 100 万ぐらいですから、700 万も高くなるのかなと思っておったところ、ただいまの説明でわかりました。それで、これは前のやつはカラー超音波というふうにこう付いているんですけど、これ「カラー」が付かなくていいんですか。それと、このメーカーについてもお尋ねします。
議長（横山弘藏）　診療所事務長

診療所事務長（牧尾　豊）　お答えいたします。

今回の購入機器は、通常「エコー」と呼ばれる、超音波の画像診断装置になります。今回「カラー」が付かなくても、画像が鮮明に見える機種を導入する予定にしておりますので、そのような機器の名称になっております。メーカーについては、キャノンのメーカーの機器を今回導入することにしております。

議長（横山弘藏）　浦　議　員

６番（浦　英明）　このキャノンのやつについて、そしたら後で型式を教えていただければなと思うんですけども、前、私も言っておったんですけど、今度新しく診療所ができるんで、機器もいろいろたくさん備えておると思います。それで、待合室ですね、待つ時間が非常に長いもんですから、こういったその資料を見ておけば、自分はこんな検査を受けてるんだなと、小値賀にもこんな機器があるんだなと、そういったことがわかると思いますので、整備していただければね、カタログっていうんですか、そんなやつをですね、前にも言っておりましたんですけど、なかなかいい返事を貰えませんので、改めてお尋ねします。

議長（横山弘藏）　診療所事務長

診療所事務長（牧尾　豊）　お答えいたします。

新しい診療、あのすいません、今現在の診療所に機器のカタログ等は、今現在、展示というか備え付けをしておりませんので、新しい診療所におきまして、導入されております医療機器ですね、主な医療機器になると思いますけども、カタログを展示させていただいて、今現在診療所でどういった機器が使用されているのかということをですね、広く町民に周知してまいりたいと、そのように考えております。

議長（横山弘藏）　ほかに質疑ありませんか。　今　田　議　員

７番（今田光弘）　一般競争入札といいながら、一社しか書かれていないんですが、これは、この会社しか、応札されなかったということでしょうか。

議長（横山弘藏）　診療所事務長

診療所事務長（牧尾　豊）　お答えします。

今回の一般競争入札については、一社のみが入札に参加しております。

議長（横山弘藏）　今　田　議　員

７番（今田光弘）　予定入札書比較価格金額が 792 万円に対して、入札額が 790 万円と本当にギリギリなんですが、これを考えますと、逆に考えると、この予定価格というのはどこでどうやって設定したんでしょうか。

議長（横山弘藏）　診療所事務長

診療所事務長（牧尾　豊）　お答えします。

医療機器の選定につきましては、一昨年、まあ…早い段階で更新時期を見定

めておりますので、その段階で医療機器の選定を参考見積としていただいております。その中で、医療機器のモデルチェンジとかもありますけども、そういったところの参考見積を基に値段というか、金額の方を設定させていただいております。

議長（横山弘藏）　今　田　議　員

７番（今田光弘）　その参考見積を取ったのはこの会社ではないんですか。この会社ですか。

議長（横山弘藏）　診療所事務長

診療所事務長（牧尾　豊）　この会社になっております。

議長（横山弘藏）　今　田　議　員

７番（今田光弘）　ええとですね、あの…一般競争入札でいいのかもしれませんが、他に応札する会社がない場合は、例えば 10%引いて随意契約の締結をするとかですね、それが一般的だと思うんですが、かなりこの 792 万円に対して 790 万円という、ちょっと大丈夫かなというふうに感じるんですけど、その辺は大丈夫ですか。

議長（横山弘藏）　診療所事務長

診療所事務長（牧尾　豊）　お答えします。

医療機器の選定、価格の設定につきましては、業者さんというか参考見積を基にですね、担当技師も含めてですね、院内で協議・検討させていただいてます。その中で、使用する機器がですね、毎年更新というか新しくなっていくところがありますので、その辺も踏まえていくと、なかなかこう値段の方が上がっていくと、毎年上がっていくというのが想定されますけども、そういった中で精査を進めてですね、設定をさせていただいておりますので、今後はですね、十分こういう医療機器の選定、価格の設定についてもですね、内部の方でも検討を重ねながら進めてまいりたいと、そのように考えております。

議長（横山弘藏）　ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 69 号、財産の取得についてを採決します。

お諮りします。
本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　異議なしと認めます。
したがって、議案第69号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。
しばらく休憩します。

―　休憩　　午後　　2　時　33　分　―
―　再開　　午後　　2　時　33　分　―

議長（横山弘藏）　再開します。
本日の日程は全て終了しました。
本日はこれにて散会といたします。
なお、明日12月7日は、定刻の午前10時から始めます。
どうもご苦労さまでした。

―　午後　　2　時　34　分　　散会　―